

2017年6月、110年ぶりに性犯罪規定が改正されましたが、どれだけ抵抗したかを被害当事者が証明することが求められる「暴行脅迫要件」は残りました。

あれから6年、法制審議会の議論を経て、刑法の性犯罪規定の大幅な改正が行われ、2023年7月13日から施行されました。

「同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害」だと明確に示されました。

改正点のひとつには、性行為への同意を判断できるとみなす年齢が現在の「13歳以上」から「16歳以上」に引き上げられ、同年代どうしを除き、16歳未満との性行為は処罰されることが決定しました。現在起きている性暴力への対応として、法律の何がどう変わったのかについて、林千賀子弁護士に解説していただきます。



日時: **2月3日(土)**

午後 **2時 ~ 4時**

はやし ちかこ

講師: **林 千賀子**さん (ゆい法律事務所 弁護士)

会場: なは女性センター学習室 (なは市民協働プラザ1階)

対象者: 関心のある方 / 定員: 36人(事前申込先着順)

*市在住・在勤・在学の方は手話通訳が利用できます。1月26日(金)までに
お申し込みください。なお、一時保育は当面の間、休止いたします。



●講師プロフィール

2005年の弁護士登録以来、相続・遺言、離婚・子どもをめぐる紛争などの家庭の事件や男女間トラブル等を多く手がけるとともに、交通事故、その他事故(医療事故、施設事故など)、借金整理、各種契約をめぐるトラブル、不動産関係などの一般民事を幅広く取り扱っています。

【主な活動内容】沖縄弁護士会「両性の平等に関する特別委員会」副委員長、同会「性の多様性を尊重するWG」座長、日本弁護士連合会家事法制委員会事務局次長、元沖縄県女性相談所嘱託法律専門家、元琉球大学ハラスメント調査委員会学外委員、一般社団法人日本産業カウンセラー協会会員、LGBT支援法律家ネットワーク会員。

論稿・著作に、「教師と実務家の連携による憲法教育の実践について」(民主主義教育 21 vol 7、「21世紀版 わたしの憲法手帳~いきいき沖縄ライフ~第5版」(共著)等。

「刑法(性犯罪規定)改正」 何がどう変わったのか



講座のお申込みは、
QRコードからでもできます。

お問合せ&講座のお申込み ⇒ なは女性センター窓口でも受付しています。
なは女性センター TEL.098-951-3203 / FAX.098-951-3204